

第4章 立地の適正化に関する基本的な方針

1. 都市づくりの基本方針

伊勢崎市都市計画マスタープランなどの上位・関連計画における都市づくりの方針、本市の現状、都市分析及び課題を踏まえ、中長期的な視点から、今後、本市が目指す将来都市像や都市づくりの理念、都市づくりの基本方針を設定します。

(1) 目指す将来都市像

- 平成20年8月に策定し、平成26年8月に一部改訂を行った「伊勢崎市都市計画マスタープラン」は、平成18年度策定の「伊勢崎市総合計画」と将来都市像を共有しています。
- 本計画は、都市計画マスタープランの高度化版として、その一部とみなされ、計画間で調和を図ることとされています。ただし、都市計画マスタープランの上位計画である「第2次伊勢崎市総合計画」が平成27年3月に策定されたことから、本計画の将来都市像はこの総合計画と整合を図ることとし、市民の誰もが夢や希望を持てる都市であり、安心して安全に暮らせる都市であり、人口が増加していく元気な都市であることを目指した都市づくりを進めることとします。

＜将来都市像＞

夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき

(2) 都市づくりの理念

- 環境問題への意識の高まりや少子高齢化などを要因とする社会資本投資余力の減退といった都市を取り巻く環境の変化に対応しつつ、「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」としての持続的な発展の実現に向けて、次の理念のもと、良好な公共基盤ストックを活用した効率的・効果的な都市づくりを推進します。

＜都市づくりの理念＞

- ①市街地の人口密度を維持・誘導するため、低密度市街地の拡散を抑制する。
- ②居住機能をはじめとした都市機能を一定のエリアに誘導する。
- ③都市機能の利便性を高めるため、公共交通による拠点間の連携を強化する。
- ④都市の均衡ある発展に向け、まとまりがあり、暮らしやすい、「機能集約＋ネットワーク型」の都市を構築する。

(3) 都市づくりの基本方針

- 中長期的に人口減少と少子高齢化の進展が見込まれる中、都市づくりの理念を踏まえ、都市づくりの基本方針を次のとおりとします。

■ 基本方針1：良質な生活関連サービスを身近に利用できる都市の実現

- 人口減少及び少子高齢化と、それに伴う投資余力の減退が懸念される中、市民の健康や安心のある暮らしを支えるため、行政サービス、医療・福祉、子育て支援、商業、教育・文化などの施設を一定のエリアに誘導することで都市機能のまとまりを確保し、市民が良質な生活関連サービスを身近に利用できる都市の実現を目指します。

■ 基本方針2：良質な居住環境を活かした持続可能な都市の実現

- 既存の公共基盤ストックが確保された市街地においては、空き家や未建築宅地などの活用により、居住を促し、人口の減少による空洞化や高齢化の進展に歯止めをかけることによって、望ましい人口密度が維持された、持続可能な都市の実現を目指します。
- 市街地の周辺部においては、一定のエリアへの居住を誘導することで人口密度の低い集落地の拡散を抑制するとともに、誘導施策により良質な居住環境を確保することによって、望ましい人口密度が確保された、持続可能な都市の実現を目指します。

■ 基本方針3：誰もが便利でスムーズに移動できる都市の実現

- 都市機能が集積する各拠点間、拠点と住宅地間を結び、公共交通の路線本数、交通結節点機能の充実によって、誰もが円滑に移動できる利便性の高い都市構造の実現を目指します。
- 公共交通路線の継続と利用促進を図るため、鉄道やバスなど公共交通機関との連携、充実を図り、効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの実現を目指します。

2. 目指すべき都市の骨格構造

- 都市の骨格構造は、「伊勢崎市都市計画マスタープラン」に定める将来都市構造を踏まえるとともに、鉄道及びバス路線の公共交通によるアクセス性や既存の都市機能の集積状況、人口密度の状況なども加味し、次の「拠点」「居住ゾーン」「ネットワーク」によって構成します。

<拠点>

- 市の中心、または地域の中心としてアクセス性に優れ、行政サービス、医療・福祉、子育て支援、商業、教育・文化などの生活関連サービス機能を市民に提供する区域を拠点と位置づけます。
- 公共交通の結節点は、鉄道やバス路線を結び付け、市内各所からの公共交通によるアクセス性が高いことから、市街化区域内の鉄道駅周辺についても拠点と位置づけます。

表 拠点の設定

拠点		都市計画マスタープランにおける位置づけ
生活サービス機能を市民に提供する区域	市役所周辺	都市交流拠点
	市民サービスセンター宮子周辺	広域商業拠点
	市民病院周辺	水と緑の健康拠点
	市民プラザ周辺	—
	境支所周辺	地域交流拠点
	赤堀支所周辺	地域交流拠点
	あずま支所周辺	地域交流拠点
鉄道駅周辺	伊勢崎駅周辺	都市交流拠点
	新伊勢崎駅周辺	都市交流拠点
	境町駅周辺	地域交流拠点

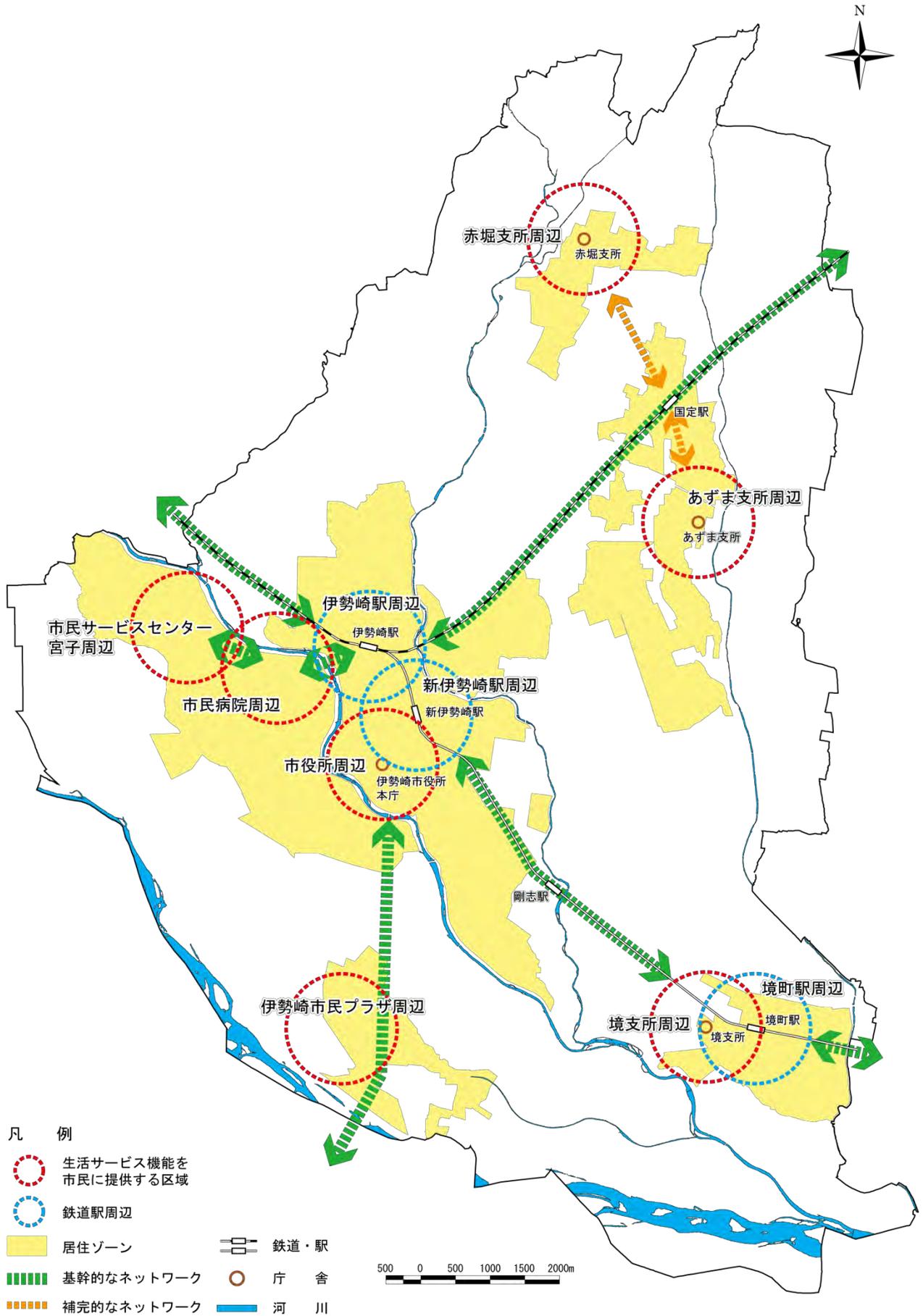
<居住ゾーン>

- 長期的に見込まれる人口減少下にあっても、良質な居住環境を確保することで、望ましい人口密度を確保し、日常的な生活関連サービスや公共交通、また地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住機能を誘導する範囲を位置づけます。
- なお、居住ゾーンは、「伊勢崎市都市計画マスタープラン」を踏まえつつ、都市機能や居住が集積する拠点周辺及び公共交通により比較的容易にアクセスできる範囲とします。

<ネットワーク>

- 隣接都市と拠点、拠点間や拠点と居住ゾーンを結ぶ鉄道、路線バス及びコミュニティバスによる公共交通で、将来にわたり一定以上のサービス水準を確保すべき路線を「基幹的なネットワーク」と位置づけます。
- 基幹的な交通軸を補完する路線バス及びコミュニティバスによる公共交通で、郊外部における拠点間のアクセスを維持する路線を「補完的なネットワーク」と位置づけます。

図 都市の骨格構造



3. 計画人口

- 本計画は、来るべき人口減少・少子高齢社会への備えとして、都市のあるべき機能配置の方向性を示すものであるため、持続的な発展を目標としつつも、本市にとって好ましくない状況を見据え、計画人口を国立社会保障・人口問題研究所推計値による、おおむね平成39(2027)年度に205,000人、平成47(2035)年度に198,000人となるものと想定した上で、計画を策定します。

表 計画人口

計画等		平成36年度 (2024年度)	平成39年度 (2027年度)	平成47年度 (2035年度)
立地適正化計画		—	205,000人	198,000人
参考	第2次伊勢崎市総合計画	210,000人	—	—
	伊勢崎市都市計画マスタープラン	—	216,000人	—
	国立社会保障・人口問題研究所推計値	—	205,285人	197,840人

※「国立社会保障・人口問題研究所推計値」の平成39(2027)年度には平成37(2025)年の推計値をあてている。

<参考—国立社会保障・人口問題研究所の推計値を計画人口とする理由について>

- ・「第8版都市計画運用指針(平成28年9月)」においては、「人口等の将来の見通しは、立地適正化計画の内容に大きな影響を及ぼすことから、国立社会保障・人口問題研究所が公表をしている将来推計人口の値を採用すべきであり、仮に市町村が独自の推計を行うとしても国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の値を参酌すべきである。」としているため、当該推計値を計画人口としています。
- ・なお、計画人口は居住誘導区域設定の際の基準の1つではあるものの、「市町村の主要な中心部のみをその区域とするのではなく、地域の歴史や合併の経緯等にも十分留意して定めることが望ましい。(同指針)」ことから、既存の市街地や集落の配置や広がりなど、本市の都市構造の特性を踏まえて検討を進めるものとし、伊勢崎市都市計画マスタープランよりも少ない計画人口であることのみをもって、区域を狭めることは意図しないものとします。